

令和6年度入札契約制度について

富士市が発注する建設工事等について、令和6年4月から実施する入札契約制度の適正化に向けての制度改善等についてお知らせします。

記

1 週休2日制工事の実施について

建設産業の働き方改革を推進するため、令和元年度より試行導入を行っていた発注者指定型週休2日制工事ですが、令和6年度より富士市週休2日制工事实施要領による案件について実施していきます。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>週休2日制工事の実施について》

2 建設工事における一斉休工の取り組みについて

令和5年10月1日から毎週土曜日に実施しています。

事業者の皆さまにおかれましては、一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組の趣旨をご理解いただき、実施のご協力をお願いします。

週休2日制工事においては4週8休となりますが、現場状況により土曜日に作業が必要な場合は、ほかの曜日で確保する等の対応をお願いします。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>建設工事における一斉休工（「ふじ丸デー」）の取り組みについて》

3 建設工事書類の簡素化・統一化の推進について

市が発注する当初請負代金額130万円以上1,000万円未満（補助事業も含む。）の建設工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業のより一層の効率的な執行を図るため、「富士市小規模工事事務取扱要領」の定めにより、受注者が提出する工事書類を省略することができる事務取扱の簡素化・統一化の徹底を推進していきます。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>富士市小規模工事事務取扱要領（令和4年4月1日施行）》

4 建設工事における情報共有システムの活用について

建設工事における受発注者間の提出書類などについて、情報通信技術を活用して交換・共有することにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的として「富士市における情報共有システム活用要領」を令和4年4月1日に制定し、活用を推進しています。

情報共有システムの利用を希望する場合は、工事担当課と協議した上でご利用ください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>情報共有システム》

5 着手日選択型工事の試行について

施工時期の平準化と、技術者の効率的な配置や建設機械、資材の有効活用を図るため、令和4年度より着手日選択型工事を試行導入しています。対象工事は入札公告又は指名通知に記載しますので、制度の詳細は富士市ウェブサイトでご確認ください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>着手日選択型工事の試行について》

6 土木工事書類作成提出要領の施行について

受発注者が作成している土木工事書類についての要領を令和5年4月1日に作成しました。富士市のウェブサイトにて内容を確認してください。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>土木工事書類作成提出要領を掲載しました（令和5年4月1日施行）》

7 個人情報の取扱いについて

富士市建設工事請負契約約款等に「個人情報の取扱い」の項目が追加となります。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>個人情報の取扱いについて》

8 指名停止について

令和6年度より指名停止期間等の一部が追加・変更となります。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>建設工事・建設関連業務委託>富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領》

9 富士市建設工事監督検査実務要覧の一部改定について

富士市建設工事監督検査実務要覧（令和4年版）について、法令等の改正に伴う要領・様式等及び工事成績評定等の内容を見直し令和6年版に一部改定しました。

《富士市ウェブサイト トップページ>産業・事業者>工事検査>富士市建設工事監督検査実務要覧》

問い合わせ先

入札・契約事務について 電話 55-2727

工事検査について 電話 55-2709